




中国から携帯品で持ち込まれた豚肉製品から 生きたアフリカ豚コレラウイルスが分離！

本年1月25日、中国から我が国に持ち込まれた豚肉製品4件について、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が確認されました。

うち、**2件の豚肉製品から生きたウイルスが分離**されました。
これにより、**実際に感染力を持つアフリカ豚コレラウイルスが我が国の水際まで到達**していたことが証明されたこととなります。

	出発地	到着空港	旅客の携帯品	
1	中国 上海	中部	豚ソーセージ (自家製) 0.6kg	
2	中国 青島	中部	豚ソーセージ (自家製) 1.3kg	

このような状況を踏まえ、家畜飼養者の皆様には、引き続き衛生管理区域内への病原体の持込み防止と消毒のより一層の徹底をお願いします。

アフリカ豚コレラ発生状況の最新情報は、農林水産省のホームページでご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

家畜伝染病予防法の違反事案への対応の 厳格化について

違法な畜産物の持込みに対しては、**現在、家畜伝染病予防法に基づき、100万円以上の罰金又は3年以下の懲役の罰則が設定**されています。他方、現行の運用では、当該罰則の適用は、違法に持ち込んだ畜産物を国内で販売していた場合など、違法性が非常に高い場合に限定しており、個人消費やおみやげ目的の違法な持込みに対しては、放棄を促しているところです。

現在、訪日旅行客の急増に伴い、違法な畜産物の持込み件数も増加している中、**今般、中国から違法に持ち込まれた旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルスが分離**されたこと等、我が国に対する海外悪性伝染病の侵入リスクが更に高まっています。

携帯品による輸入禁止等の件数

平成26年：約57,000件→平成30年：約94,000件



検疫探知犬イメージキャラクター「ケンくん」

これらのことから、農林水産省では、違法な畜産物の持込みが発覚した場合には、原則として、**全ての事例において、違反者には警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等違反事案への対応を厳格化することとしました。**

これらの違反事案への対応の厳格化は、4月22日より開始されます。(別紙参照)

家畜に異常がみられたら直ちに青森家畜保健衛生所に一報を！！

電話 017-764-1744 休日・夜間 090-2274-0474